

令和5年4月12日

保護者 様

浅口市立鴨方西小学校
校長 三浦 嘉子

緊急時における児童の引き渡しについて

火災・地震・暴風等による重大な自然災害や、学校への不審者侵入、地域での非常事態等が発生し、児童の下校に危険が生じる場合、児童の安全を確保するため保護者に直接引き渡しを行います。

今年度より、児童調査票の緊急下校時欄に引受人を記入していただいています。年度途中で変更がある場合は、速やかにお申し出ください。

記

1 引き渡し実施の連絡方法

- (1) スマートフォンアプリ「コドモン」で、各ご家庭に連絡します。
- (2) 大災害等により通信が途絶した際、スマートフォンは使用不能になります。そのような場合は、連絡がなくてもお迎えをお願いします。

2 引き渡しの方法

- (1) 児童の安全確保を最優先します。
- (2) 引き渡しは、児童及び保護者の安全が確保できる状況で行います。
- (3) 保護者(家族)が来校できない場合は、引き取り代理人に引き渡しをします。(引き取り代理人への連絡は、保護者が行ってください。)
 - ・引き取り代理人は、児童が顔や名前を知っている人に限ります。
 - ・引き取り代理人は、緊急時引き取り可能な人に限ります。代理人を依頼するにあたっては、家族や代理人との意思疎通を図っておいてください。
- (4) 引き渡しができるまで、児童を学校で待機させます。
- (5) 引き渡しは、学級ごとに原則、担任が行い、学校保管の児童調査票に記録します。
- (6) 引き渡し場所は、運動場または、被害状況や天候により体育館とします。
- (7) 引受人の来校手段
 - ・災害の状況に応じ、徒歩または自動車等、安全な方法で来校してください。
 - ・自動車の場合、運動場の一部を一時駐車場とします。また、資源回収時と同様正門から北門への一方通行にご協力ください。
- (8) 不測の事態に備え、現地での緊急連絡を優先してください。

○ この文書は、ご家庭の確認しやすい場所に保管か掲示をお願いします。

【 鴨方西小学校 ☎ 44-2015 】

※ 6月には、緊急時児童引き渡し訓練を行う予定にしております。